

【 注射 】

592 生理食塩液（点滴注射時の生食ロック等）の算定について

《令和7年6月30日》

○ 取扱い

次の場合の生理食塩液の算定は、原則として認められる。

- (1) 点滴注射時の生食ロック
- (2) 点滴注射時の生食フラッシュ
- (3) 点滴注射時のルート確保
- (4) G003 抗悪性腫瘍剤局所持続注入時
- (5) 抗悪性腫瘍剤投与時の希釈目的以外（ルート確保等）
- (6) G005-2 中心静脈注射用カテーテル挿入時
- (7) D302 気管支ファイバースコープ時
- (8) 内視鏡検査時の抗不安薬又は催眠鎮静薬の希釈
- (9) 内視鏡手術時の抗不安薬又は催眠鎮静薬の希釈
- (10) 超音波診断用造影剤投与時
- (11) 造影剤使用撮影時（※1）の静脈内ルート確保
- (12) 造影剤使用撮影時（※1）の静脈内ルート確保（ロック）
- (13) 造影剤使用撮影時（※1）の造影剤注入のためのフラッシュ
- (14) E100 シンチグラム時
- (15) E101 シングルホトンエミッションコンピューター断層撮影時
- (16) ポジトロン断層撮影（※2）時の生食フラッシュ
- (17) ポジトロン断層撮影（※2）時のルート確保
- (18) L100 神経ブロック（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用）「1」
頸・胸部硬膜外ブロック、「2」腰部硬膜外ブロック、「5」仙骨部硬
膜外ブロック施行時
- (19) 気管内洗浄時
- (20) 処置時の生食ロック
- (21) E003「3」動脈造影カテーテル法「イ」主要血管の分枝血管を選択的
に造影撮影した場合時

※1 E002「3」造影剤使用撮影、E200 コンピューター断層撮影（CT撮
影）、E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI撮影）

※2 E101-2 ポジトロン断層撮影、E101-3 ポジトロン断層・コンピューター
断層複合撮影、E101-4 ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合
撮影、E101-5 乳房用ポジトロン断層撮影

○ 取扱いを作成した根拠等

生理食塩液（生食）の添付文書の効能・効果は以下のとおり※である。また、作用機序に「外科手術などで水又は電解質が欠乏している脱水症のときに、有効細胞外液量の維持と循環機能の安定化を目的として使用する。また、緊急時、輸血までの間、一時的に血漿量を維持する目的でも使用される。細胞外液とほぼ等張で細胞障害性がないため、医薬品の溶剤や皮膚・粘膜の洗浄剤としても使用される」旨記載されている。

生食ロックは、点滴終了後に生食を注入してルート内を陽圧化することにより血液逆流や血液凝固によるルートの閉塞を予防するものである。また、生食フラッシュは、抗癌剤や輸血等の単独投与終了後、生食を注入してルート内に残存する薬液や血液を体内へ流すことにより薬剤の混在を予防するものである。

したがって、上記(1)から(21)の場合の生理食塩液の使用は、上記のロックやフラッシュにおける必要性や効能・効果、作用機序に基づくものであり、有用性が高いと考えられる。

以上のことから、上記(1)から(21)の場合の生理食塩液の算定は、原則として認められると判断した。

(※) 添付文書の効能・効果

- 注射 細胞外液欠乏時、ナトリウム欠乏時、クロール欠乏時、注射剤の溶解希釈剤
- 外用 皮膚・創傷面・粘膜の洗浄・湿布、含そう・噴霧吸入剤として気管支粘膜洗浄・喀痰排出促進
- その他 医療用器具の洗浄